

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」  
連絡区分Ⅲに係る連絡（平成18年10月分）について

本日、北陸電力㈱から、「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への連絡基準に係る覚書」連絡区分Ⅲ（保守情報として連絡することが適当なもの）に該当する平成18年10月分の連絡があった。

今回、連絡があった事象は、高圧タービン内で発見された粒状金属が他の機器へ流入しているか否かの点検の際に、給水加熱器の排水管の弁内でマーキングペンが発見されたもののみである（10月27日北陸電力公表済み）。

参考）北陸電力HP <http://www.rikuden.co.jp/press/attach/06102702.pdf>

なお、本事象により、直ちに発電所の安全性に問題が発生することはない、また、外部への放射能の影響もない。

今後、県では、定期的に行っている立入調査によって、引き続き、点検状況等を確認していくこととしている。

平成18年11月10日 原子力安全対策室 (直通) 076 (225) 1465 (県庁内線) 4234
---